

指定短期入所生活介護事業所 古賀の里
新型コロナウイルス感染症に伴う特例取扱いに係る事前説明書

序

令和2年6月1日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室他事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」（介護保険最新情報 vol. 842）（以下、「通知」という。）が発出されました。

この通知を受けて、本書は指定短期入所生活介護事業所古賀の里（以下、「当事業所」という。）において、感染症対策にかかる感染防護対応のための諸経費の負担増への対応や、感染拡大防止に配慮しつつ、より充実したサービス提供に向け取組を進めていく観点から、次のとおり、特例的取扱いにかかるご利用について、ご説明するものです。

なお、本書に記載のない事項については、別途交付している重要事項説明書に依るものとし、重要事項説明書と合わせて、当分の間、本書を大切に保管いただきますようお願いいたします。

第一条 当事業所では、通知にて「新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を適切に評価する観点」から当事業所が提供する指定短期入所生活介護サービスの提供日数に鑑み、**緊急短期入所受入加算（90単位）を算定**いたします。

尚、同加算については、通常、緊急的に指定短期入所生活介護を行った場合に、利用開始日から起算して7日間（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日まで）を限度とし算定する加算ですが、今回の臨時的な取り扱いにより、**緊急的な利用でなくとも算定することとなります。**

第二条 第一条の「回数」については、通知上、「短期入所生活系サービス事業所が提供するサービス日数を3で除した数（端数切上げ）回数分について、緊急短期入所受入加算を算定する取扱いを可能とする。」とされており、これに当てはめると、以下のとおりとなります。実際には、ご利用実績に応じて算定されることとなります。

尚、緊急的なサービス提供に伴い、同加算を通常とおり算定した後、継続して短期入所生活介護等を提供する場合は、通常の算定後の残り日数を3で除した日数（端数切上げ）と通常どおり算定した日数との合計が14日まで算定可能とされております。

(参考例)

短期入所 利用日数		通知の考え方	新たに請求 する単位	1割負担の 費用(概算)
緊急受入 無	1日	1日 ÷ 3 ≒ 0.33 (端数切り上げで1日)	90単位 × 1日	92円
	5日	5日 ÷ 3 ≒ 1.66 (端数切り上げで2日)	90単位 × 2日	183円
	7日	7日 ÷ 3 ≒ 2.33 (端数切り上げで3日)	90単位 × 3日	275円
緊急受入 有	25日	1. 利用後7日間は通常通り緊急短期 入所受入加算を算定 2. 残り日数25-7日(18日)を3で除 した日数は6日 7日+6日=13日が算定可能	90単位 × 13日	1,190円
	25日	1. 利用者の日常生活上の世話を 行う家族の疾病等やむを得ない事情 がある場合には、14日分通常通り 緊急短期入所受入加算を算定 2. 残り日数25-14日(11日)を3で 除した日数は4日 14日+4日となるのではなく、 最大14日となる	90単位 × 14日	1,282円

第三条 「認知症行動・心理症状緊急対応加算」を算定している場合は、緊急短期入所受入加算を算定することができないため、まず認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定し、同加算を算定できない日数を3で除した日数(14日まで)を緊急短期入所受入加算として算定をするものとします。

第四条 本書の取扱いに同意の際、居宅介護支援事業所に対して当事業所がご利用者様のお名前、要介護度、当事業所サービス提供日数、ケアプランにおいて計画的に行うことになっていない緊急短期入所、認知症行動心理症状緊急対応加算の算定日数及び認知症・行動心理症状緊急対応加算適用日、通常の緊急短期入所受入加算算定日数、通常の緊急短期入所受入加算算定日数が7日を超える場合の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等のやむを得ない事情、本特例取扱いによる緊急短期入所受入加算日数及び適用日について情報提供することについて、併せて同意するものとします。

第五条 本書の取扱いは、本書の同意日以降に効力を有するものとします。なお、別途厚生労働省による期限の定めや取り扱いの変更が示され、その変更について改めて同意をいただいた期日を以て、本書の取扱いは、効力を失うものとします。